

# 港湾貨物運送事業労働災害防止協会非常勤役員手当内規

港湾労災防止協会

平成23年4月1日

(総則)

第1条 港湾貨物運送事業労働災害防止協会の非常勤役員手当については、この内規の定めるところによる。

(支給対象者及び種類)

第2条 協会本部において、毎月の監事業務を行う者について、非常勤役員手当を支給する。

(支給額)

第3条 非常勤役員手当の支給額は次のとおりとする。

月 額 40,000円

(支給日)

第4条 非常勤役員手当は、毎月16日に、その月額を支給する。この場合において、職員給与規程第6条第1項ただし書を準用する。

附 則

- 1 この内規は、平成23年4月1日から適用する。
- 2 平成17年10月1日以降適用していた「港湾貨物運送事業労働災害防止協会非常勤役員給与内規」は廃止する。